

第4 業務内容

保健部

課名	係名	業務内容
保健政策課	総務係	(1) 総合計画、予算及び行政改革に係る保健部内の調整に関する事。
		(2) 前号に掲げるもののほか、保健部内の総合調整に関する事。
		(3) 地域保健に関する協議及び調整をする事。
		(4) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。
		(5) げんき館に関する事務を処理する事。
	保健政策係	(1) 健康づくりの推進に関する事。
		(2) 食育に関する事。
		(3) 岡崎市食育推進会議の庶務を処理する事。
	医務指導係	(1) 地域医療に関する施策を推進する事。
		(2) 救急医療対策及び災害医療対策に関する事。
		(3) 病院、診療所及び助産所に関する事。
		(4) 歯科技工所及び施術所に関する事。
		(5) 岡崎市医療安全支援センターに関する事。
		(6) 死体の解剖及び保存を許可する事。
		(7) 保健医療従事者等の免許（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。
		(8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく申請書等の進達に関する事。
		(9) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく申請書等の進達に関する事。
	施設整備係	(1) 岡崎市斎場に関する事務を処理する事。
		(2) 岡崎墓園を管理し、及び施設を整備する事。
		(3) 改葬を許可する事。
		(4) 岡崎市有欠町共同墓地、岡崎市有中町共同墓地その他市有墓地を管理する事。
生活衛生課	環境衛生係	(1) 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所の衛生に関する事。
		(2) 墓地、埋葬等の規制に関する事。
		(3) 専用水道、簡易専用水道等の指導に関する事。
		(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
		(5) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
		(6) プール等の指導に関する事。
		(7) 衛生検査所に関する事。
		(8) 麻薬及び向精神薬に関する事。
		(9) 薬事に関する事。
		(10) 毒物及び劇物に関する事。
		(11) 薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師及びクリーニング師の免許に関する事。
		(12) 温泉の浴用及び飲用の許可並びに指導監視をする事。
	食品衛生係	(1) 食品衛生に関する事。
		(2) 食鳥処理及び食鳥検査に関する事。

		(3) と畜場に関すること。
		(4) 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師の免許に関すること。
	衛 生 検 査 係	(1) 衛生に関する検査をすること。
	感染症対策係	(1) 感染症に関すること。 (2) 岡崎市感染症診査協議会及び岡崎市新型インフルエンザ等対策本部の庶務を処理すること。
接種推進室 ワクチン	予 防 接 種 係	(1) 予防接種に関すること。
健康増進課	成 人 保 健 係	(1) 生活習慣病等の予防に関すること。 (2) 難病患者地域支援対策推進事業に関すること。
	母 子 1 係	(1) 妊産婦及び乳幼児の健康診査に関すること。
	母 子 2 係	(1) 妊産婦及び乳幼児の保健指導（他の課等の所管に属するものを除く。）に関すること。
		(2) 小児慢性特定疾病児の医療費の支給に関すること。
		(3) こども家庭センターの母子保健機能に関する事務を処理すること。
	母 子 3 係	(1) 歯科保健に関すること。
		(2) 栄養調査及び栄養指導に関すること。
		(3) 栄養士及び管理栄養士の免許に関すること。
		(4) 不妊・不育に関すること。
	こころの健康推進係	(1) 精神保健及び自殺対策に関すること。
動物総合センター	動 物 1 係	(1) 動物の愛護及び管理に関すること。
		(2) 狂犬病予防に関すること。
		(3) 化製場及び動物処理場に関すること。
	動 物 2 係	(1) 家畜を診療し、及び当該事務について関係する課等と連絡すること。
		(2) 東公園動物園を管理し、及び運営すること。